

ウクライナでの事故への法的取り組み

オレグ・ナスピット、今中哲二*

ウクライナ科学アカデミー・水圈生物学研究所（ウクライナ）

*京都大学原子炉実験所

1. チェルノブイリ事故に関する基本法

基本概念

チェルノブイリ原発事故がもたらした問題に関するウクライナの法制度の記述は、まず基本概念文書「チェルノブイリ原発事故によって放射能に汚染されたウクライナ SSR（ソビエト社会主義共和国）の領内での人々の生活に関する概念」の引用から始めるのが適切であろう。この短い文書は、チェルノブイリ事故が人々の健康にもたらす影響を軽減するための基本概念として、1991年2月27日、ウクライナSSR最高会議によって採択された。

この概念の基本目標はつぎのようなものである。すなわち、最も影響をうけやすい人々、つまり1986年に生まれた子供たちに対するチェルノブイリ事故による被曝量を、どのような環境のもとでも（自然放射線による被爆を除いて）年間1ミリシーベルト以下に、言い換えれば一生の被曝量を70ミリシーベルト以下に抑える、というものである。

基本概念文書によると、「放射能汚染地域の現状は、人々への健康影響を軽減するためにとられている対策の有効性が小さいことを示している。」それゆえ、「これらの汚染地域から人々を移住させることが最も重要である。」基本概念では、（個々人の被曝量が決定されるまでは）土壤の汚染レベルが移住を決定するための暫定指標として採用されている。一度に大量の住民を移住させることは不可能なので、基本概念では、つぎのような“順次移住の原則”が採用されている。

・ 第1ステージ（強制・義務的移住の実施）：セシウム137の土壤汚染レベルが $555\text{Bq}/\text{m}^2(15\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以上、ストロンチウム90が $111\text{Bq}/\text{m}^2(3\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以上、またはプルトニウムが $3.7\text{Bq}/\text{m}^2(0.1\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以上の地域、住民の被曝量は年間5ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

km²)以上、ストロンチウム90が111kBq/m²(3Ci/km²)以上、またはプルトニウムが3.7kBq/m²(0.1Ci/km²)以上の地域、住民の被曝量は年間5ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

・ 第2ステージ（希望移住の実施）：セシウム137の汚染レベルが $185\sim 555\text{Bq}/\text{m}^2(5\sim 15\text{Ci}/\text{km}^2)$ 、ストロンチウム90が $5.55\sim 111\text{Bq}/\text{m}^2(0.15\sim 3\text{Ci}/\text{km}^2)$ 、またはプルトニウムが $0.37\sim 3.7\text{Bq}/\text{m}^2(0.01\sim 0.1\text{Ci}/\text{km}^2)$ の地域。年間被曝量は1ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

さらに、汚染地域で“クリーン”な作物の栽培が可能かどうかに関連して、移住に関する他の指標もいくつか定められている。

基本概念の重要な記述の一つは、「チェルノブイリ事故後、放射線被曝と同時に、放射線以外の要因も加わった複合的な影響が生じている。この複合効果は、低レベル被曝にともなう人々の健康悪化を、とくに子供たちに対し増幅させる。こうした条件下では、放射能汚染対策を決定するにあたって、複合効果がその重要な指標となる。」

セシウム137汚染レベルが $185\text{Bq}/\text{m}^2(5\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以下、ストロンチウム90が $5.55\text{Bq}/\text{m}^2(0.15\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以下、プルトニウムが $0.37\text{Bq}/\text{m}^2(0.01\text{Ci}/\text{km}^2)$ 以下の地域では、厳重な放射能汚染対策が実施され、事故にともなう被曝量が年間1ミリシーベルト以下という条件で居住が認められる。この条件が充たされなければ、住民に“クリーン”地域への移住の権利が認められる。

こうした基本概念の実施のため、つぎの2つのウクライナの法律、「チェルノブイリ事故による

表1 法に基づく放射能汚染ゾーンの定義

No	ゾーン名	土壤汚染密度, kBq/m ² (Ci/km ²)			年間被曝量 ミリシーベルト/年
		セシウム137	ストロンチウム90	プルトニウム	
1	避難（特別規制）ゾーン	n.d.	n.d.	n.d.	n.d.
2	移住義務ゾーン	555 以上 (15 以上)	111 以上 (3 以上)	3.7 以上 (0.1 以上)	5 以上
3	移住権利ゾーン	185～555 (5～15)	5.55～111 (0.15～3)	0.37～3.7 (0.01～0.1)	1 以上
4	放射能管理強化ゾーン	37～185 (1～5)	0.74～5.55 (0.02～0.15)	0.185～0.37 (0.005～0.01)	0.5 以上

(注) 避難ゾーン：1986年に住民が避難した地域。n.d.：定義なし。

放射能汚染地域の法的扱いについて」および「チェルノブイリ原発事故被災者の定義と社会的保護について」が制定された。

事故影響軽減のための基本法

法律「チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」は、ウクライナ SSR 最高会議において、1991年2月27日に採択され、1991年7月1日から施行された。その後、1991年12月17日、1992年7月1日、1995年4月28日、12月22日、1996年12月17日、1997年4月4日のウクライナ議会（ベルホーブナ・ラーダ）の法律と、1992年12月26日のウクライナ閣僚会議政令によって、変更・修正された。

法の基本的な目的は、「汚染レベルに基づく地域の分類、汚染地域の利用と安全確保、汚染地域での住民の居住条件、汚染地域での生産、研究その他の活動」の規制と調整である。

法は以下の6つの章から構成されている。

- I. 一般原則
- II. 特別規制ゾーンと移住義務ゾーンの法的扱い
- III. 移住権利ゾーンの法的扱い
- IV. 放射能管理強化ゾーンの法的扱い
- V. チェルノブイリ事故による放射能汚染地域の法的扱いと管理
- VI. チェルノブイリ事故による放射能汚染地域での法的違反に対する罰則

法の第1条は、チェルノブイリ事故による放射能汚染地域をつぎのように定義している。「事故前に比べた現在の環境中放射性物質の増加が…

住民に年間1ミリシーベルト以上の被曝をもたらし得る」領域が汚染地域である。こうした地域では、住民に対し放射能防護と正常な生活を保障するための対策が実施されねばならない。

第2条では、汚染地域のゾーン区分を定義しており、表1はその基準をまとめたものである。表1からわかるように、汚染地域の定義に関して、第1条と第2条で矛盾がある。第1条では、被曝量が年間1ミリシーベルトを越える可能性のある領域が汚染地域と定義されているが、第2条のゾーン区分では、年間1ミリシーベルト以下の領域が(0.5ミリシーベルト以上の)放射能管理強化の第4ゾーンに含まれている。

汚染ゾーン指定のための基準は、ウクライナ放射線防護委員会（NCRPU）が決定したものである。ゾーン境界の指定は、NCRPU、科学アカデミー（NASU）、保健省、チェルノブイリ省、農業省、環境安全省、水理気象委員会、各州執行委員会などの意見を基に、ウクライナ閣僚会議が行なう。1996年のベルホーブナ・ラーダ（ウクライナ国会）の決定により、ベルホーブナ・ラーダの承認なしに、ゾーン境界を変更することはできなくなった。

最初に採択されたときの第7条では、移住権利ゾーンと放射能管理強化ゾーンの企業、団体、農場に対し、地方税以外の税金を免除すると定めていた。1992年の終わりに所得税免除の規定は廃止され、1996年1月からは関税や物品税免除の特典も廃止された。

以下に引用する条項は、チェルノブイリ事故の

ベラルーシにおける法的取り組みと影響研究の概要

ウラジーミル・P・マツコ、今中哲二*

ベラルーシ科学アカデミー・放射線生物学研究所（ベラルーシ）、*京都大学原子炉実験所

1 はじめに

1986年4月26日にチェルノブイリ事故が発生してからこの10年余りの間、ベラルーシ共和国は大規模な放射能汚染にさらされ続けた。ベラルーシの歴史にとってその日は、“事故前”と“事故後”という2つの時代を分ける日となった。その規模からしてチェルノブイリ事故は、地球上で発生したもっとも大きい技術災害と言えるであろう。その放射能は北半球のほぼ全域を汚染し、戦争に匹敵するほど大量の避難民が環境汚染のために生まれた。

もっとも甚大な被害をうけたのがベラルーシである。専門家たちは、どれだけの放射能が環境に放出されたかについていまだに議論を続けている。その量は、もっとも控えめな評価によても、核爆弾20ヶ分に相当している。事故によってベラルーシがうけた損害は、事故前の国家財政の32年間分と見積もられている。事故直後の緊急対策とともに2万4700人が避難した。今日までに、13万人が汚染地域から移住している。

事故から10年以上が経過したものの、いまだ多くの問題が残されている。なかには、ますます悪化している問題もある。人々がうけた大量の被曝や、（もともと悪化しつつあった環境に加わった）放射能汚染の長期的影響を予測することの困難さが、そうした問題と関連している。

ベラルーシは、事故の影響に単独で立ちむかわねばならず、いまだ深刻な状況におかれている。放射能汚染地域の3221の村や町では、17歳以下の子供48万3869人を含む184万951人が暮らしている。なかには、年間5ミリシーベルトを越える被

曝をうけている人もいる。社会的・精神的な圧迫はいまだに非常に大きく、病気の増加が続いている。とくに、子供たちの甲状腺ガンを含む、甲状腺疾患の増加に対し関心が寄せられている。

地球規模の事故の大きさと人々の健康への脅威から、ベラルーシ最高会議は、ベラルーシ全域の“エコロジー災害”宣言を採択した。

2 チェルノブイリ事故に関するベラルーシの法制度

被災者救援のための法令

ベラルーシの法律「チェルノブイリ原発事故被災者に対する社会的保護について」は、1991年2月22日に上程され、修正・追加のうえ1991年12月11日に採択された。法の目的は、チェルノブイリ事故の処理作業に従事した人々（リクビダートル）、汚染地域から避難・移住した人々、および汚染地域に居住している人々の権利と利益を守ることである。ベラルーシにおいて居住または労働し、チェルノブイリ事故により健康または財産への被害をうけた人々に対し国家が特典と補償を保証する、と法は定めている。

法の基本になっているものは、（自然放射線による被曝は除いて）「年間被曝量が1ミリシーベルト（0.1レム）を越えなければ、人々の生活および労働において何の制限措置も必要としない」という考え方である。汚染地域は、法律「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」に基づいて、以下のようなゾーンに区分されている。

- ・強制避難ゾーン（無人ゾーン）
- ・第1次移住ゾーン

- ・第2次移住ゾーン
- ・移住権利ゾーン
- ・定期的放射能管理ゾーン

この法はベラルーシ市民に対し、地域の土壤汚染、食品汚染、放射能対策に関する、完全で適切な情報を得る権利を保証している。法では、チェルノブイリ事故の事故処理作業に従事した人々（リクビダートル）も被災者に含まれている。また、軍事用か民生用かを問わず、他の核施設による被害者も救済の対象としている。

法は、リクビダートルその他のチェルノブイリ事故被災者に対し、しかるべき特典を定めている（医者の処方に基づく薬の無料入手、家賃の50%割引、暖房、水道、ガス、電気代の50%割引、所得税の免除、休暇の割増など）。また、被災者には、普通より早く年金生活に入る権利がある。

1995年9月1日、ルカシェンコ大統領は大統領令を発表し、法によってチェルノブイリ被災者に与えられている特權の多くを廃止しようと試みた。しかし、当時の憲法裁判所が、その大統領令を取り消してしまった。

放射線被曝を規制する法令

ソ連アカデミー会員でありソ連保健省・放射線防護委員会（NCRP）委員長であったL・A・イリイン、およびソ連国家衛生委員会総監であるA・I・コンドルセフの承認をうけて、1988年11月22日国家衛生委員会次官A・I・ザイченコが、チェルノブイリ事故によって汚染されたロシア、ウクライナ、ベラルーシの各地域に住んでいる人々に対する“生涯の被曝量限度”を公布した。その文書は、1ページの本文と、生涯35レム（350ミリシーベルト）という“安全生活”的概念に関する6ページの解説であった（NCRP 書簡 No.51-2-10/4212, 1989年7月25日）。それをうけてベラルーシ SSR（ソビエト社会主義共和国）では、ベラルーシ最高会議、ベラルーシ科学アカデミー、教育省、農業省、保健省などにおいて、その概念に関する議論が巻き起こった。1989年7月、ベラルーシ科学アカデミーは、その概念を支持するWHO 専門家が同席していた科学アカデミー幹部会において、“安全生活概念”とそれを支持する

外国専門家の意見に反対であることを決議した。ベラルーシの科学者たちは、“安全生活概念（生涯35レム）”には以下のような欠陥があると指摘した。

- ・個別の汚染地域の人々に対し、被曝を管理し、生活・労働の場においての安全を確保する手段が示されていない。
- ・（70年間の）長期被曝の線量・効果関係に関するデータが示されていない。
- ・確率的影響の評価において現状が反映されていない。
- ・さまざまな影響の複合的作用について考慮されていない。
- ・事故直後、ヨウ素予防措置を含めまったく対策がとられていなかった時期の人々の被曝データが考慮されていない（将来になって必ず影響が出てくる）。
- ・安定ヨウ素の欠乏といった、各地域の風土や健康状態の特色が考慮されていない。
- ・プルトニウムやストロンチウムを含むホットパーティクルの肺への蓄積、骨へのストロンチウムの蓄積などといったことが考慮されていない。これらは、健康上のもっとも大きな問題となるであろう。
- ・“リスク・便益”に関する評価がない、などなど。

上記の項目を含め、関連する問題が、ソ連科学アカデミー幹部会の一連の評議会（1989年5月や1989年9月15日）で議論された。それらの会議には、ソ連保健省、放射線防護委員会、ウクライナ科学アカデミーなどの代表も出席した。主な結論はつぎのようなものであった。

- 1) 一般的にうけ入れられている、しきい値のない線量・効果関係に基づくと、絶対的安全な被曝量というものは存在しない。このことを考えると、“安全生活概念”はしかるべき根拠の基に修正されるべきである。
- 2) これまでのデータに基づくと、低レベルの慢性的被曝（一生の間に0～100レム）の影響を正確に予測することは不可能である。
- 3) “生涯35レム”は、それを越える被曝が到底容認できない限度とみなされるべきである。生

表1

セシウム
1 飲料水
2 ミネラル水
3 酶
4 粉末
5 バイオ
6 豚肉
7 牛肉
8 植物
9 ジャガイモ
10 野菜
11 パン
12 (1) フルーツ
13 (2) ソーセージ
14 生卵
15 生牡蠣
16 車縁
17 麦芽
18 食品
スリ
1 飲料水
2 ミネラル水
3 酶
4 粉末
5 バイオ
6 豚肉
7 牛肉
8 植物
9 ジャガイモ
10 野菜
11 パン
12 (1) フルーツ
13 (2) ソーセージ
14 生卵
15 生牡蠣
16 車縁
17 麦芽
18 食品
スリ
1 飲料水
2 ミネラル水
3 酶
4 粉末
5 バイオ
6 豚肉
7 牛肉
8 植物
9 ジャガイモ
10 野菜
11 パン
12 (1) フルーツ
13 (2) ソーセージ
14 生卵
15 生牡蠣
16 車縁
17 麦芽
18 食品
スリ

涯線量が35レム以下の汚染地域では，“費用・効果”の最適化を含め、個別のケースについての総合的なアプローチによって問題が解決されるべきである。もしも、対策によって住民の安全を保証できなければ、移住が実施されるべきである。

- 4) 住民に対しては、汚染地域で居住することの影響や政府の対策について十分な情報が提供され、汚染地域に住み続けるかどうか自ら判断する機会が与えられるべきである。

こうした結論に基づいて、「チェルノブイリ原発事故被災地での住民の生活に関する概念」が立案された。この概念は以下のような内容を含んでいた。

- 1) 容認できる被曝量限度とは、人々が生活・労働する環境において年間0.1レム(1ミリシーベルト)を越えない被曝である。この被曝限度を目標に、段階的に以下のようないimits度を設定する。1991年は年0.5レム(5ミリシーベルト)、1993年に年0.3レム(3ミリシーベルト)、1995年に年0.2レム(2ミリシーベルト)、1998年に年0.1レム(1ミリシーベルト)。
- 2) 汚染密度に従って、汚染地域をつぎのようないimitsに区分する。
 - ・無人ゾーン：1986年に住民が避難した、チェルノブイリ原発に隣接する地域。
 - ・移住義務（第1次移住）ゾーン：セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウムによる土壤汚染密度が、それぞれ1480, 111, 3.7kBq/m²(40, 3, 0.1Ci/km²)以上の地域。
 - ・移住（第2次移住）ゾーン：セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウムによる土壤汚染密度が、それぞれ555~1480, 74~111, 1.85~3.7kBq/m²(15~40, 2~3, 0.05~0.1Ci/km²)の地域。年間の被曝量は、自然放射線による被曝は除いて、0.5レム(5ミリシーベルト)を越える可能性がある。
 - ・移住権利ゾーン：セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウムによる土壤汚染密度が、それぞれ185~555, 18.5~74, 0.37~1.85kBq/m²(5~15, 0.5~2, 0.01~0.05Ci/km²)の地域。年間の被曝量は0.1レム(1ミリシーベルト)

を越える可能性がある。

- ・定期的放射能管理ゾーン：セシウム137による土壤汚染密度が37~185kBq/m²(1~5Ci/km²)の地域。年間の被曝量は、自然放射線による被曝は除いて、0.1レム(1ミリシーベルト)を越えない。

移住や生活条件の改善に関する決定は、ベラルーシ閣僚会議が行なう。

1990年12月19日、ベラルーシ科学アカデミー幹部会が以上のような概念を採択し、前述の法律「チェルノブイリ原発事故被災者に対する社会的保護について」制定にむけての基礎となった。一方、法律「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地域の法的扱いについて」も、1991年11月12日ベラルーシ最高会議で採択された。

これらの法に定められた防護対策等を実施するため、1991年よりベラルーシ保健省では「セシウム137汚染37kBq/m²(1Ci/km²)以上のベラルーシ国内居住区の住民被曝量カタログ」の作成作業が始まった。

食品、飲料水、空気中の放射能レベルに関する規制

旧ソ連時代、緊急措置として設定された被曝限度（事故の1年目10レム、1987年5レム、1988年3レム、1989年3レム、1990年0.5レム：うち外部被曝と内部被曝が50%ずつ）に基づいてソ連保健省は、1986年、1988年、1991年に食品と飲料水中のセシウム137に関する暫定許容濃度（TAL）を設定した。TAL-88は、その年にソ連保健省が採用した生涯35レムのいわゆる“安全生活概念”に基づくものであった。

1990年ベラルーシでは、法律「チェルノブイリ原発事故被災者に対する社会的保護について」が立案され、ベラルーシ政府は、1990年8月1日から食品と飲料水の許容濃度に関する共和国管理レベル（RCL-90）を施行した。RCL-90は、1992年6月まで約2年間実施された。RCL-90の基本は、そのレベルの食品を日常的に摂取し続けても、もっとも被曝が大きいグループでも年間の内部被曝量が0.17レムを越えない、という考え方である。RCL-90ではストロンチウム90に関する規制が初

ロシアにおける法的取り組みと影響研究の概要

イーゴリ・A・リヤプツェフ, 今中哲二*

ロシア科学アカデミー・エコロジー進化問題研究所（ロシア）, *京都大学原子炉実験所

1. はじめに

チェルノブイリ原発事故による影響を軽減するため、最初の数週間・数ヶ月間にもっとも重要であった課題の1つは、外部放射線と飲食物の取り込みによる被曝から住民を防護することであった。まず、事故直後にチェルノブイリ原発周辺30km ゾーン住民の避難が実施された。引き続いて、原発周辺地域の生態系や農産物の放射能汚染状況を評価することが基本的な問題となった。

そのためには、以下のようなアプローチが必要であった。

1. 放射能汚染の分布、組成、密度、および水系を含むさまざまな地形・生態系での空間ガンマ線量率といった、地表の汚染状況に関する詳しい調査。
2. もっとも危険と考えられる（長寿命の）放射能の、さまざまな地質環境での土壤中への移行と浸透、および溶解性や根からの吸収性に関する調査。
3. 初めのフォールアウト（放射性降下物）による野生植物、農作物の表面汚染、ついで、毛根からの吸収による放射能の植物への蓄積に関する調査。
4. 牛乳や家畜の体内への放射能の蓄積
5. 自然生態系、動物、人間への放射能汚染の直接的、また長期的（遺伝的）影響の評価。

これらの課題の多くは、過去の核実験や核施設事故とともに環境汚染を通して研究されてきた。しかしながら、過去の放射能生態学的経験や放射線生物学的経験をそのままチェルノブイリ事故に適用することは、多くの点で誤りに至るであ

ろう。チェルノブイリ事故の特殊性として以下のことがあげられる。

1. 放射能汚染の組成が、原発からの距離や方向によって大幅に変化している。
2. フォールアウトの物理化学的性質（飛散性、溶解性など）も大幅に変化している。
3. 生態系中での放射能の移行や再分布に影響する自然条件や気象条件が多様である。
4. 汚染面積が広大なことと、低レベル放射線の慢性的な被曝にさらされる人々の数が極めて多いこと。

以上のような特殊性を考慮しながら、チェルノブイリ事故の放射能汚染による生態学的、放射線生物学的影響に関する体系的で大規模な研究が、事故の最初の週から着手されることとなった。

2. ロシアのチェルノブイリ関連法令

被曝量限度に関する規制

1986年4月から5月にかけて、ソ連政府事故対策委員会とソ連保健省は、チェルノブイリ事故を終息させ人々を防護するためにさまざまな活動を行なった。人々の放射線被曝を減らすための最初の決定は、空間放射線量率が25ミリレントゲン／時を越えている地域（チェルノブイリ原発周辺の半径ほぼ10km 圏）の住民を避難させることであった。ついで、半径30km の5ミリレントゲン／時の地域からの避難が行なわれた。

この時期のソ連政府の決定のうち、以下を記しておく。

- 1986年5月12日、ソ連放射線防護委員会（NCRP）は、住民の被曝限度を年間500ミリシーベルトに決定した。ただし、妊婦と14歳以下の

子供は年間100ミリシーベルト。

- ・ 1986年5月22日、被曝量限度は全住民に対し年間100ミリシーベルトに決定。
- ・ 1987年、NCRPは放射線安全規則(NRS-76/87)を採択。その規則によれば、放射線事故の際の住民の被曝量限度は、ソ連保健省が設定する。チェルノブイリ事故による1987年の限度は30ミリシーベルト、1988年と1989年に対しては25ミリシーベルトとされた。

1990年4月25日のソ連最高會議決議 No.1452-1、「チェルノブイリ原発事故の影響および関連する問題を克服するための総合計画」、ならびに1990年6月30日のソ連閣僚會議政令 No.645によって、チェルノブイリ事故による放射能汚染地域での“生活概念”が策定された。その目的は、チェルノブイリ事故によつてもたらされるであろう健康影響と損害とに関連し、その害的影響を最大限に軽減するための対策についての原則と基準を定めることであった。

その基本的な原則と基準は以下のようなものである。

1. 放射能汚染地域に居住している住民、または一定期間以上かつて居住していた住民は、その損害に対する法的な補償と、社会的および医療の問題で保護される権利を有する。
2. 防護対策の必要性、その内容と規模、また損害補償について決定する際の基本的な基準は、放射能汚染にともなう被曝量である。
3. (自然放射線による被曝は除いて) 年間の被曝量(実効線量当量)が1ミリシーベルト(0.1レム)を越えなければ、その被曝は容認され、チェルノブイリ事故による放射能汚染に対し何らの防護対策もとる必要はない。
4. 定められた基準値と社会経済的状況を考慮しながら、汚染地域の居住区から移住を実施することが必要である。
5. 放射能に対する防護のほか、つぎのような対策が必要である。
 - ・ 弱者に対する特別な配慮を含む医療サービスの改善、サナトリウムや保養地での療養。
 - ・ 微量元素やビタミンを含む、十分な栄養補給。
 - ・ 社会的精神的な緊張を和らげる対策。

6. 汚染地域に居住している人々は、その土地に住み続けるかまたは他の場所に移住するかについて、汚染状況、被曝量、起こりうる危険性についての客観的な情報を提供され、自ら判断する権利を有する。

以上のような“概念”に基づいて、ソ連の法律「チェルノブイリ原発事故による被災者の社会的保護について」が立案され、1991年5月採択された。この法律により、チェルノブイリ事故処理作業従事者(リクビダートル)、避難・移住した住民、および汚染地域に居住している住民の権利が確立された。

ソ連の崩壊により、チェルノブイリ事故の影響に立ち向かう課題は、ロシア連邦に引き継がれた。ロシア連邦では、事故被災者への放射能防護、社会的保護、およびリハビリテーションに関する“概念”が立案され、事故の影響に対する一連の具体的な対策が定められている。汚染地域とは、(自然放射線による被曝は除いて) 年間の被曝量が1ミリシーベルトを越える可能性のある地域である。その汚染地域は以下のようないわゆるゾーンに区分されている。

- ・ 無人ゾーン：1986年と1987年に住民が避難した地域(ブリヤンスク州の一部)。
 - ・ 移住ゾーン：住民の年間被曝量が5ミリシーベルトを越える可能性のある地域(セシウム137汚染が 555 kBq/m^2 (15 Ci/km^2) 以上)。
 - ・ 移住権利のある居住ゾーン：年間被曝量が1ミリシーベルト以上の地域(セシウム137汚染が $185\sim555\text{ kBq/m}^2$ ($5\sim15\text{ Ci/km}^2$))。
 - ・ 社会経済的な特典のある居住ゾーン：年間被曝量が1ミリシーベルトを越えない地域(セシウム137汚染が $37\sim185\text{ kBq/m}^2$ ($1\sim5\text{ Ci/km}^2$))。
- 上記の概念では、短期的に50ミリシーベルトまたは長期的に70ミリシーベルトを越える被曝をうけた人を“特別被曝者”，またチェルノブイリ事故と病気との関連が証明されている病人を“特別被災者”と定義している。これらの人々はすべて、国家被曝疫学登録に登録されている。

すべての特別被曝者と特別被災者を対象に、医療支援とリハビリテーションのプログラムが実施されている。とりわけ、特別被災者と、特別被曝

編者紹介

今中哲二

1950年生まれ

1973年3月 大阪大学工学部卒業

1976年3月 東京工業大学大学院修士課程修了

1976年4月 京都大学原子炉実験所勤務。現在に至る。

チェルノブイリ事故による放射能災害——国際共同研究報告書

1998年10月20日 初版第1刷発行

編 者 今中哲二

装 帧 勝木雄二

発 行 株式会社 技術と人間／高橋 昇

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3-6-12

電話 03-3260-9321 振替・00170-7-192694

組 版 (有)まんぼう社

印 刷 (株)アール企画印刷

製 本 小高製本工業(株)

定価3400円+税

ISBN 4-7645-0125-2